

平成 27 年 5 月 22 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆（会長）
2. 委員会名 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 27 年 12 月 31 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

日本学術会議は、原子力委員会委員長からの「高レベル放射性廃棄物処分の取組みにおける国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言の取りまとめ」という依頼にもとづき、審議を経て平成 24 年 9 月 11 日に回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」を提示した。この回答で提示した提言について、より一層の具体化を図ることが重要であるとの認識から「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」を設置し、この委員会のもとに「暫定保管に関する技術的検討分科会」（以下、「技術分科会」）及び「暫定保管と社会的合意形成に関する分科会」（以下、「社会分科会」）を設けて、技術と社会の両側面から同回答のより具体的な方策について検討を重ねた。平成 26 年 9 月 19 日に二つの分科会からそれぞれの報告が取りまとめられ、同月 25 日に公表されたことを受けて、これらの報告を前提に、本委員会では提言のより具体的なあり方を技術と社会という総合的視点から審議し政策提言を取りまとめることを期するものである。

具体的には以下のような審議事項を想定している。

- ① 政策提言の中核をなす「暫定保管」の技術的方法としては、上記「技術分科会」報告の見解を採用して、地上施設での乾式貯蔵を想定して審議を行う。
- ② 「暫定保管」の期間については、「社会分科会」が世代責任を念頭に置いた意思決定の区切りという観点から「30 年」、「技術分科会」は既に確立している

安全性確保の技術的観点から「50年」をそれぞれ提示しているが、それぞれの主張を調整総合した保管期間について審議を行う。

- ③ 「暫定保管」期間中に検討すべき、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための科学的・技術的な知見の蓄積や、信頼回復を図ったうえでの社会的合意形成のためのプロセスなど重要な課題について審議を行う。
- ④ 社会的合意形成を進めるためとして「社会分科会」が提案した、独立の委員会組織のあり方の具体的な審議を行う。
- ⑤ 「高レベル放射性廃棄物の総量管理」に関しては、「社会分科会」が打ち出した「発生者責任の原則」にもとづいた対処取組について提言に位置付けるために審議を行う。

(2) 審議の必要性

本委員会では、上記「回答」や二つの「報告」を踏まえた具体的な政策提言の策定を目指すものであるが、それは広く国民各層に届くよう平明で簡潔に整理された文書として取りまとめることを念頭にして、審議に臨む必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・ 第23期提言「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言—国民的合意形成に向けた暫定保管」
- ・ 第22期報告「高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」
- ・ 第22期報告「高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処の前進のために」
- ・ 第22期回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」
- ・ 第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」
- ・ 第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・ 放射性廃棄物WG 中間取りまとめ（平成26年5月 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物WG）
- ・ STRATEGY FOR THE MANAGEMENT AND DISPOSAL OF USED NUCLEAR FUEL AND HIGH-LEVEL RADIOACTIVE WASTE（平成25年1月 米国エネルギー省）
- ・ 今後の原子力研究開発の在り方について（平成24年12月25日 原子力委員会 見解）
- ・ 国民の信頼醸成に向けた取組について（平成24年12月25日 原子力委員会 見解）
- ・ 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について（平成24年12月18日 原子力委員会 見解）
- ・ Report to the Secretary of Energy（平成24年1月26日 Blue Ribbon Commission on America's Nuclear Future）

- ・地層処分にに関する安全コミュニケーションの考え方について（平成 23 年 1 月 12 日 原子力安全委員会 特定放射性廃棄物処分安全調査会）
- ・高レベル放射性廃棄物及び TRU 廃棄物の地層処分機番研究開発に関する全体計画（平成 22 年 3 月 資源エネルギー庁、(独) 日本原子力研究開発機構）
- ・放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間取りまとめ～地層処分研究開発に関する取組について～（平成 21 年 5 月 22 日 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 原子力部会 放射性廃棄物小委員会）

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

審議の継続性を維持するため、第 22 期課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」の委員が引き続き参加することが望ましい。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

人文・社会科学、生命科学、理工学から各々4名程度の会員又は連携会員。特任連携会員は、委員全体の半数以内。構成委員は、計 15 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、鋭意会議を開催して年度内に提言を公表することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

- (1) 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG では、平成 26 年 5 月に報告した「放射性廃棄物 WG 中間取りまとめ」において、「日本学術会議や原子力委員会の提言も参考にしつつ、2000 年に処分制度を創設して以降 10 年以上処分地選定調査に着手できていない状況を真摯に受け止め、これまでの最終処分に向けた取組を抜本的に見直すべく検討を行った。」としている。
- (2) 社会学委員会の下に、討論型世論調査の特徴を明らかにする分科会が設置され、高レベル放射性廃棄物の処理問題をテーマとした Deliberative Poll（討論型世論調査）を、本年 12 月上旬にオンライン上で行う予定である。